大阪府環境審議会生活環境保全等施策検討部会（第３回）議事要旨

日時：平成 24 年８月 14 日（火）15 時～17 時

場所：國民會館住友生命ビル 12 階　小ホール

出席委員：桑野委員、津野委員（部会長）、坂東委員、服部委員、久野委員

議事要旨

○市町村への権限移譲に伴う課題と対応について事務局が説明（資料１、２）

桑野委員　今までに権限を移譲した市町村で基準を新たに設定した前例はあるのか。

事務局　前例はある。

津野部会長　基準には地域指定があるが、その地域指定のことを指しているのか。そうではなくて、数値まで含めての基準設定か。

事務局　地域の指定できめ細かな設定をしている。

津野部会長　わかりやすく書いたほうがよい。

施策展開に当たって留意すべき点について、移譲の範囲の明確化を付け加えて欲しい。明確化して、これから想定されない事態が起きたときは府が全部対応するのだと。要するに、仕事が不明確化ゆえにあっちいったりこっちいったりしないようにということを入れたらどうか。

事務局　権限移譲は、どの法律、あるいはどの条例の第何条の事務が市ですと関係者の間では明確になっている。それを一般府民の人たちがどこまで知っているかということについては宣伝不足もあったりするので、ホームページなどにも書いていくなどの余地がある。

津野部会長　想定されない、どこが所掌しているかわからないような状態が生じないように。

桑野委員　府の専門職員の派遣とあるが、ある期間府の職員が出向されることもありうるのか。

事務局　市との相談になると思う。

服部委員　騒音と振動の測定義務は市町村にあるが、特に小さい市町村において、人的な面で対応できるのかという疑問も持った。

事務局　通常騒音の場合は苦情が起こったときに測定をして、敷地境界での規制基準を超えているかどうか確認する。当初から市町村が権限を持っていて、十分対応できる。今回、騒音、振動について権限移譲したところは、あくまで基準の地域の当てはめで、事務的には多くない。

先ほどの地域の実情を踏まえた基準の設定については、関空の敷地内について、大阪府の場合は適用外にしていたけども、適用区域に入れた例がある。現状では府の基準から上乗せはないが、将来的には地域の実情によって変えることはできる。

津野部会長　国、府県、市町村の間の関係について、地方自治法の規定は。

事務局　地方自治法では、都道府県は市町村に技術的な助言または勧告ができるという規定がある。昔は都道府県が市町村を指導するともあったけれど、今はイコールパートナー。

久野委員　地方自治法改正に伴って、従前の条例は今では相応しくないという話ですね。

桑野委員　消費者保護条例の例のように、技術的な助言その他の必要な支援の措置等といった文言を入れるかどうか。

久野委員　入れたほうがいい。消費者保護条例、あるいは景観条例に準じた形で。

○府域の VOC 調査等について事務局が説明（資料３）

坂東委員　これだけたくさんの項目をやっていて、データの取りまとめを府で全体としてやっているのか。もう１つは、データの信頼性、あるいは相互間の関係の確認とか検討はされているのか。13 地点という数で地域性を含めて確認できるデータになっているのかどうか。例えばそれでもってコンターマップが描けるのか。

事務局　地点数は、近年は 13 地点で、以前は４地点。昨年のデータで、府が選定した９地点について、VOC67 物質について非メタン換算の試算をしたときに地点の特性があり、例えばカモドールとか、岸和田中央公園は非メタンの自動測定値と比較すると、換算値が非常に高い値となっている。これは、アセトンとかケトン類など自動測定では感度が低い物質がたくさん含まれていたからで、そのような地点特性は確認はできる。これまでそういった評価が全部について出来てはいないが、データの蓄積はあるので後から評価をしようと思えばできる。

久野委員　そもそも年間何回測定されているのか。

事務局　毎月１回。

津野部会長　測った値の評価をされているのか。

事務局　指針値がある物質は指針値と比較している。それ以外は、季節変動もあるので、前年なり２年前、３年前の同月と比べ、異常な高い値は出てないかチェックをしている。

坂東委員　元の公害監視センターの技術系の方もどんどん減っていることも考えると、これだけを維持していくのも相当大変だと思う。せっかく捉えたデータが単に測っただけとならないように経年変化ぐらいは見ていただけたら。

津野部会長　経年変化は大阪府の環境白書には出ているのか。

事務局　優先取組物質についてはホームページで掲載しているが、全ての物質まではやっていない。

津野部会長　こういう膨大な非常に重要な仕事をやっておられるのに、白書に出てこなかったら、日の目を見ずに評価もされないという心配をした。

事務局　印刷業での胆管がんの件があったときも、原因物質と言われているものの環

境濃度を見たけれど、確かに大阪市内のとある部分は高いかなというデータはあった。ここ数年でずっと下がってきている。

坂東委員　ずっと採ってきたデータが活きたということですね。

桑野委員　調査地点は、北のほうが全くないのはどうしてなのか。

事務局　　調査地点は、元々大阪府の過去の経験で同じような大気の流れがある気象ブロックに分け、ブロックの中に出来るだけ１局は置くという形で選定することが多い。また、単純に北のほうは常時監視をやる権限を有する市が多くて、大阪府の所管エリアがほとんどない。あまり意図はない。

津野部会長　北のほうのデータはあるのか。

事務局　　有害大気汚染物質モニタリング調査は分析も含めての国からの委託となっている。

桑野委員　もう少しバランスよくお考えいただけたら。

服部委員　測定は、今、「委託」と聞いたが、測定されるのは府の職員？

事務局　　独立行政法人環境農林水産総合研究所でやっている。

服部委員　もし問題があった場合、情報開示をどのように行うのか決めておられるのか。基準がないものもあるが、経年変化を見て上昇傾向にあるなど、予防的な観点から、そういう状況を把握したときにどういう対応をされるのか。

事務局　ホームページや報道機関に提供するような形になると思う。人の健康への影響への程度との関係で決まってくる。

○中間まとめ原案について事務局が説明（資料４）

服部委員　大気汚染についてはかなり記述されているが、水質関係についてこれまで問題は生じていないか。6 月に水濁法が改正され、排水をすべて下水道に放流している事業者であっても有害物質の貯蔵・使用等を行う場合は水濁法（届出）の対象となった。大阪は中小企業が多いが、そのあたりの対応は大丈夫なのか。

事務局　　地下浸透の未然防止のため、水濁法の中でもより厳しく見ていくという法改正。これまで考えられてきた対策はしている。

服部委員　新たに施策を設ける必要性はないと判断されているということですね？

事務局　　今のところ法律でしっかりいけてるので、補完する条項を条例でつくる必要はないと考えている。

久野委員　５ページの表は、権限移譲しない市町村に対する大阪府の役割、仕事もこの中に入っているという理解でいいか。

事務局　　権限移譲に伴い市町村間の調整等、今後重要になってくるものはこうだと。今やっている重要なことは触れていない。

桑野委員　この中には環境アセスメントが、どこにも触れられていないが。

事務局　　環境アセスメントは権限移譲の対象となっていない。

服部委員　規制以外の手法では、例で「ISO14000 シリーズ」と記述されているが、入札要件に、「ISO14001」だけではなく、「ISO14005」や「ISO50001」は含まれるのか。他の自治体でこのような規格があることをご存知ないケースがあるが、これらも含めていくのか。

事務局　　一つ一つ制度の中で、こういう条項を入れたほうがもっとよくなるというのはいっぱいあると思う。取組みを進めていく働きかけをしていく。

津野部会長　規制以外の手法による根拠・規定を追加して積極的に活用することが望ましいと報告で書いて、どういうものに対応するかについてはこれを受け取った後、然るべきものについてはまた諮問があるという理解。

坂東委員　８ページの１番上の現状のところで、PM2.5 と光化学オキシダントについて、この２項目は直接大気中に排出される原因物質によるのではなくと書かれているが、原因物質はやはり大気中に排出される物質であって、少し誤解を招く。原因物質が何かとか書かずに。誤解を招く表現を削ったほうがよい。

桑野委員　環境教育・学習では、大阪府は直接市民や子どもたちに教育されるというよりも、指導者の養成も是非していただきたい。学校教育の中に取り入れても先生のほうが指導できないということがよくある。

事務局　　副読本とかハンドブックは、学校の先生に使っていただきたくて作ったもの。推進方針については学校だけではなくて地域の方と一緒にやっていただきたい方針を示して、リードをとっていくもの。

津野部会長　修正箇所をメールで確認し、ご意見が出たらそれをどう対応するかここで議論することにしたい。

○その他全般について

坂東委員　大気の反応系汚染で、ずっとこれまで何年間か採られてきているデータをお持ちでしたら、何かの機会に見せていただけたら有難い。大阪府は先進的に取り組んでいて、出されるデータは後々いろんな意味で日本全国に段々広がっていくことになると思うので頑張っていただきたい。

津野部会長　今後必要とされる対策を見据えた調査研究の充実が望まれるということを提言しているので、データを坂東先生のところに持っていき、ご意見をいただいて、次のステップに移るようなことを。

　地下浸透防止の水濁法改正で、府の環境の施策として何か違ったような施策、あるいは作業が出てくることがあれば教えいただきたい。

事務局　　水濁法の改正に伴って、今まで立ち入りしていない事業所が対象になってくるので、まずは法改正の趣旨をしっかり周知していくことに取り組んできた。６月に法施行されたので、届出を求め、出来るだけ全数まわってということです。漏洩しているかどうかは目で見てわかる部分も結構あるので、気が付けば

すぐに指導していく。この方針は今年度の部局運営方針にも、法施行後の新たな地下水汚染はなくすという目標を掲げて取り組んでいる。

（閉会）